## ◎佐賀県条例第9号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例 佐賀県職業能力開発促進法施行条例(平成23年佐賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

\_\_\_\_\_ (手数料の徴収)

第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

改正前

納付義務者	手数料		納付時期		
科的	名称	額			
1~3 略					
4 職業能力開発促	技能検定試	(1) 実技試	受験申込み		
進法施行令(昭和	験手数料	験 17,900	のとき		
44年政令第258号。		<u>円</u>			
以下「政令」とい		(2) 略			
う。) 第2条第1					
号の規定に基づく					
技能検定試験を受					
けようとする者					
5 略					

2 · 3 略

(手数料の減免)

第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料(実 技試験に係る手数料に限る。)については、次の表の左欄に掲げ 改正後

(手数料の徴収)

第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

納付義務者	手数料		须由≠≠□≠≠□		
<b>科的我伤</b> 有	名称	額	納付時期		
1~3 略					
4 職業能力開発促	技能検定試	(1) 実技試	受験申込み		
進法施行令(昭和	験手数料	験 18,200	のとき		
44年政令第258号。		<u>円</u>			
以下「政令」とい		(2) 略			
う。) 第2条第1					
号の規定に基づく					
技能検定試験を受					
けようとする者					
5 略					

2 · 3 略

(手数料の減免)

第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料(実 技試験に係る手数料に限る。)については、次の表の左欄に掲げ

## 改正前

る等級の技能検定試験を受験する者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に対して、それぞれ次の表の右欄に掲げる額を減額することができる。

等級	額	
略		
2級	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 35歳未満の者(技能検定試験の実技試験の実 施日の属する年度の4月1日において35歳に達し ていない者をいう。以下同じ。) 次に掲げる者 の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等(県 外施設訓練生等にあっては、県内に住所を有す る者に限る。) 15,000円 イ 略 (2) 35歳以上の者(技能検定試験の実技試験の実 施日の属する年度の4月1日において35歳に達し ている者をいう。以下同じ。) 次に掲げる者の 区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ 略 ウ 県内施設訓練生等 15,000円 エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 県内に住所を有する者 15,000円 (イ) 略	
3級	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額	

## 改正後

る等級の技能検定試験を受験する者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に対して、それぞれ次の表の右欄に掲げる額を減額することができる。

等級	額
略	
2級	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 35歳未満の者(技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない者をいう。以下同じ。) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等(県外施設訓練生等にあっては、県内に住所を有する者に限る。) 15,300円 イ略 (2) 35歳以上の者(技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達している者をいう。以下同じ。) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア・イ略ウ県内施設訓練生等 15,300円 工 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア)県内に住所を有する者 15,300円 (イ)略
3級	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

改正前	改正後	
(1) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等 15,000円	(1) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア 県内施設訓練生等 <u>15,300円</u>	
	イ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア) 県内に住所を有する者 15,300円(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額a 県内において職に就いている者 15,300円円b aに掲げる者以外の者 15,100円	
<u>イ</u> アに掲げる者以外の者 9,000円 (2) 35歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、	<u>ウ</u> ア <u>及びイ</u> に掲げる者以外の者 9,000円 (2) 35歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、	
	それぞれ次に定める額	
ア・イ 略         ウ 県内施設訓練生等 15,000円         エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額         (ア) 県内に住所を有する者 15,000円         (イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額         a 略         b aに掲げる者以外の者 6,000円	ア・イ 略ウ 県内施設訓練生等 15,300円エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア) 県内に住所を有する者 15,300円(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額a 略b aに掲げる者以外の者 6,100円	
略	略	
2 略	2 略	

附 則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。